

【国民年金】

保険料額が改正されます

平成十八年四月から平成十九年三月までの国民年金保険料は、月二百八十円引き上げられ、月額一万三千八百六十円となります。
国民年金保険料は、平成二十九年まで毎年度月額二百八十円引き上げられ最終的に月額一万六千九百円となる予定です。

【年金給付関係】

平成18年度の年金額は
○・三パーセント引き下げとなります

年金制度が変わります

平成十七年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス〇・三パーセントであったため、平成十八年度の年金額は、前年度より〇・三パーセント少ない額となります。
満額の老齢基礎年金の場合は、月額二百円ほど引き下げとなります。
四月分から新しい年金額となりますので、六月の定期支払（四月および五月分）から年金額が変更となります。

障害基礎年金と老齢厚生年金などを併せて受給できるようになります

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成十八年度から、六十五歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになります。

併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

問い合わせ先

- ・ねんきんダイヤル（年金被保険者）
☎0570(05)1165
- ・ねんきんダイヤル（年金を受給している方）
☎0570(07)1165
- ・半田社会保険事務所
☎(21)2321

戸籍の窓口から

第四回 住民基本台帳カード

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は全国の自治体を専用回線で結び、全国共通の本人確認を行うシステムです。住基ネットを利用した主なサービスに住民基本台帳カード（住基カード）の交付があります。

住基カードとは何ですか

セキュリティの高いICカードです。大切なプライバシー情報を格納することができます。
このカードでインターネットによる行政手続きをすることができます。全国どこの市区町村でも住民票の交付が受けられます。

住基カードは、阿久比町に住民登録があり、希望される方に交付しています。

住基カードには二種類のタイプがあります

住基カードには「写真付き」と「写真なし」の二種類のタイプがあり、写真付きタイプには氏名、生年月日、性別、住所が印刷されます。写真なしのタイプには氏名のみが印刷され、どちらかを選ぶことができます。

写真付きカードは、公的な身分証明書として利用することができます。

住基カードを使ってインターネットによる行政手続きが行えます

平成十六年度以降順次さまざまな行政手続きが、住基カードを使いインターネットを利用して、二十四時間自宅などのパソコンから行うことができます。電子署名（書面での申請で署名や押印に相当する行為）が必要な手続きは事前に電子証明書の取得が必要です。

住基カードの作成方法

カードを作成する本人に窓口に来てもらう必要があります。その際に必要な物は、次のとおりです。

- ・本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した写真付きの証明書）
- ・印鑑（認印）
- ・交付手数料五百円
- ・写真（写真付きカードを申請する方のみ必要で、申請六カ月以内に撮影したもので無帽、正面、無背景でサイズは縦四・五センチ、横三・五センチのもの）

本人確認ができるものがない方は作成方法が異なります。詳しくは住民福祉課で問い合わせください。

問い合わせ先 住民福祉課

戸籍住民係 ☎(48)1111
(内225・224)